

ブロック塀の撤去をお考えの方へ

—鳴門市ブロック塀等安全対策支援事業—

事業内容

倒壊の恐れのあるブロック塀等を自ら撤去する所有者等に対し、撤去・フェンス等新設費用の一部を補助します。



要件（全て満たしていること）

- 国道・県道・市道かつ避難路として利用する道路、避難場所等に面していること
- 道路から上端までの高さ1m以上かつブロック塀等自体の高さ60cm（3段）以上
- 点検表に基づき、安全対策が必要と判定されたもの（職員が現地調査）
- 申請者はブロック塀等の所有者（管理者）で、鳴門市税の滞納が無いこと
- 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた県内の業者が工事を請け負うこと
- 工事は補助金の交付決定後に行われること
- 撤去にあたっては、ブロック塀等自体の高さを40cm以下とすること
- 新設にあたっては、安全なフェンス等とすること（ブロック塀新設は不可）（注）
- 同一敷地内の対象ブロック塀は全て撤去すること
- 法人の場合は、敷地及び建物等の売却を目的としたものでないこと など

（注）前面道路が4m未満の場合、道路中心線から2mの位置まで敷地を後退させてフェンスを設置（セットバック）しなければならない場合があります（建築基準法第42条第2項）。

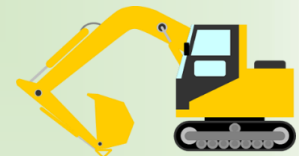
前面道路が、セットバックの必要な道路に該当するかどうかについては、建築基準法を所管する徳島県にご確認ください。

【徳島県の問い合わせ先】東部県土整備局徳島庁舎 建築指導担当 TEL 088-653-8818

補助金額

- ①【撤去工事】工事費の 4/5（上限 8万円）
- ②【フェンス等新設工事】工事費の 2/3（上限 26.6万円）
※新設のみは不可

【合計】最大 34.6万円



受付・件数

受付開始：平成31年4月8日（月）～

募集件数：15件程度（先着順）

※ 申請の流れについては裏面参照

申請の流れ

鳴門市

申請者

事前相談

- ・ 調査日の決定

現地調査

- ・ 職員による調査、調査結果の報告
- ※ 調査は可能であれば立ち会いをお願いします。

前面道路が4m未満の場合は、フェンス等新設の際にセッバックが必要かどうか徳島県に確認

補助要件を満たす場合

業者選定・交付申請

- ・ 計画書、見積書写し、平面図、写真など
- ※ この時点ではまだ業者との契約はできません。

交付決定通知

請負契約締結・工事着手

- ※ 交付決定通知を受けてから、申請者と業者の2者で契約をしてください。

工事完了後

完了報告

- ・ 契約書写し、請求書・領収書写し、写真、マニフェスト写しなど
- ※ 工事完了後30日以内に報告してください。

3/31までに完了報告

補助金額確定通知

補助金請求

- ・ 振込先口座の指定
- ※ 補助金の受け取りを施工業者に委任することも可能です（受領委任払い制度）。

補助金支払

【問い合わせ先】

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市経済建設部まちづくり課 都市計画担当
TEL：(088) 684-1171
FAX：(088) 684-1343
E-mail：machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp

詳しくはウェブサイトもご覧ください

鳴門市 ブロック塀

検索



うずひめちゃん うずしおくん

鳴門市